

松前町妊婦等包括相談支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妊婦及び出産した者、これらの配偶者並びに町長が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第22項に規定する妊婦等包括相談支援事業（以下「相談支援事業」という。）による支援が必要と認める者（以下「妊産婦等」という。）に対し、相談支援事業を実施することにより、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 相談支援事業の実施主体は、松前町とする。

2 相談支援事業における面談等を行う者は、保健師、助産師等の専門職のほか、町長が認めた研修を修了した者とする。

(対象者)

第3条 相談支援事業の対象者は、妊産婦等とする。

(実施内容)

第4条 町は、妊産婦等の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行う観点から、相談支援事業について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第10条の2に規定する妊婦のための支援給付と効果的に組み合わせて切れ目なく実施することとし、妊産婦等からの相談に応じ必要な情報提供を行うとともに、妊産婦等のニーズに応じて必要な支援につなげるための面談等を実施する。

(実施時期)

第5条 相談支援事業における面談等は、法第10条の9第1項の規定による妊婦給付認定の申請時、並びに出産前及び出産後の適当な時期に実施する。ただし、出生した子が概ね2歳になるまでの期間においては、随時、相談対応を実施する。

(実施方法)

第6条 相談支援事業における面談等の実施方法は、妊婦の心身の状況を把握するため、対面での面談を基本とする。ただし、妊婦等が体調不良等により療養中の場合又は里帰り等により遠隔地に一時居住している場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和7年6月11日から施行する。